

宮脇さんの「旧姓使用権」を認める判決を求める要請署名

横浜地方裁判所第2民事部 御中

宮脇隆志さんは、1975年10月から2012年3月まで、37年間にわたり神奈川の県立高校の教諭として勤めてきました。結婚に際して妻の姓に改姓したのちの27年間も、両家族の事情、本人の「氏名」に対する考え方、選択的夫婦別姓制度導入後のことなどを勘案し、学校において「宮脇」姓を使用してきました。

平素は旧姓の使用が認められていましたが、3回の人事異動に際しては戸籍名での新聞発表が行われました。そのため、宮脇さんの異動状況・勤務先については、旧姓使用の事情・戸籍名を知るほんの一部の人以外の元同僚・教え子・保護者はこれを知ることができませんでした。

2012年3月の定年退職を迎えるにあたり、宮脇さんは神奈川県教育委員会に対して「せめて退職の時ぐらいみんなに判ってもらえるように、新聞発表については普段使用している旧姓で行って欲しい」とくり返し申し入れました。また、法務局・法テラス・神奈川県人権男女共同参画課などにも相談し、どこでも「それはおかしい」との回答を得、最後に弁護士を通じて人事課に対して同様の申し入れを行いました。

しかしながら、それをも拒否され、2012年3月31日の新聞発表は戸籍名で行われました。

国家公務員、文部科学省管轄・東京都立・横浜市立などの学校の教職員は、異動の辞令も含め旧姓使用が認められています。旧姓使用の権利は今や社会的に広く認められるにいたっているのに、なぜ神奈川県教育委員会は旧姓での新聞発表を認めないのでしょうか。旧姓使用の権利は、憲法第13条の「個人の尊重」「幸福追求権」に根拠をもつものです。

宮脇さんは、自分だけのことではなく、さまざまな事情により旧姓使用をしている人たちのことも考えて、この訴訟を始めました。

貴裁判所におかれましては、このような宮脇さんの気持ちをおくみ取りいただき、是非とも「旧姓使用権」を認める判決を下されますよう切にお願い申し上げます。

氏名	住所

第1次集約 2012年 9月30日

第2次集約 2012年10月31日

署名送付先

〒231-0011 横浜市中区太田町1-10 NGS 太田町ビル5階
岡田尚法律事務所 宛 TEL045-222-7577

※ 「署名在中」との記載をお願いします。

取りまとめ団体

旧姓使用権裁判を支える会